

1 氏名（法人の場合は法人名等） 消費者支援機構関西

2 職業（差し支えなければご記入ください。） 適格消費者団体

3 意見

施策番号	素案の具体的施策	意見
1	③PIO-NET を関係機関に追加配備	各種差止請求権の有効活用はもとより、今後予定されている集団的消費者被害回復のための新制度においてより多くの被害が発生している事案を把握するためにも、適格消費者団体に設置し、新制度運用開始以前に運用を通じた改善を図ることができるよう、可及的速やかに費用面も含めた諸準備をすすめるべき。
42	消費者契約法の改正は民法改正と連携して	民法改正待ちになるのではなく、不招請勧誘の禁止・適合性原則の導入、平均的損害算定に関する根拠の開示など消費者契約法の改正を早期に図るべき。
42	消費者団体訴訟制度の差止対象の拡大	法案の早期成立を求める。また、法案成立後は、施行に向けて、制度が実効的に運用できるよう、既存の適格消費者団体等の意見を聞きながら、綿密な準備を進めるべき。適格消費者団体の差止請求権が食品表示法案に位置付けられていますが、実効性のあるものとするため次のことを実現すべきです。 ①食品関連事業者が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を提出しないときは、原則として「著しく事実と相違する表示」があったものと同様の取り扱いがなされるよう②保健所やFAMIC等、食品に関する検査機能を有する公的機関に対して、検査等の協力を要請できるよう③制度を活用するために食品購入等の必要な費用について財政的支援を受けられるよう、工夫すべき。
53	家賃保証会社の遵守事項の整理	家賃債務保証会社への法令遵守等の徹底に加えて、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、今年度中に、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出すべき。
55	住宅リフォーム被害	リフォーム業を営む事業者の登録制度と不招請勧誘の禁止、契約内容がわかる書面の法定と交付を徹底すべき。
61	マルチ商法への対応	キャッシングや借金を前提とした加入の禁止、ピラミッド型のシステムの禁止、学生の加入禁止を検討すべき。

110	不当利益はく奪、被害 救済制度	集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の法案の早期成立を求 める。 また、財産の隠匿・散逸防止策、行政による経済的不利益賦 課制度の早期導入をすべき。
121 122	④「地域住民の意思に 基づく充実強化が図 られるよう、地域主権 改革の理念を踏ま え、」	→指摘部分を削除 理由：「消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、 相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、・・・協働の在り方」 は、地域住民の意思に基づいて整備されるものではなく、国 民生活の安全を確保するために国と自治体が責任を負うこと を基本原則にして設計されるものである。「地域主権改革」は、 国の責任を棚上げし、自治体とその住民に責任を転嫁するも のであり、「地域主権改革」の理念に基づいて行われてはなら ない
121 122	⑤「地方消費者行政活 性化基金」終了後、自 治体への財政支援	自治体の消費者行政に対する財政支援は引き続き行うべき。
126	自治体との情報共有	「相談員の窓」の設置は、法令解釈の問合せ窓口として、限 定した運用にすべき。消費者被害相談事案の解決に向けて相 談員が活用する相談窓口は、国民生活センターの窓口を充実 強化して対応すべき。
127	適格消費者団体への 支援	対象事案が広がっている中、情報提供や財政支援について具 体的に実施すべき。
128	適格消費者団体訴訟 制度の周知・広報など	消費者団体訴訟制度の周知・広報にあたっては適格消費者団 体からの意見を十分に反映してすすめるべき。特に、集団的 消費者被害回復のための新制度に係る法案が成立した後は、 施行前に新制度の周知・広報を徹底するとともに、特定適格 消費者団体（予定）を騙る制度悪用等を未然に防止するた めに必要な体制を整えるべき。 また、適格消費者団体への PIO-NET 端末の設置については、 各種差止請求権の有効活用はもとより、今後予定されている 集団的消費者被害回復のための新制度においてより多くの被 害が発生している事案を把握するためにも、適格消費者団体 に設置し、新制度運用開始以前に運用を通じた改善を図るこ とができるよう、可及的速やかに費用面も含めた諸準備をす すすめるべき。
159	ICT メディア関連	電気通信事業法関連は自主規制が不十分であり、法整備また は特定商取引法の適用除外の見直しをすべき。
153-2 171	インターネット等を 利用した国内外の取 引被害への対応	クレジットカードの利用による被害が多いので、口座引き落 とし後であっても、返金が可能な実効的な制度の法制化を検 討すべき。

重点 施策	(1)消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」	「自助」という文言は削除すべき。これまで、消費者の自立を支援することが行政の役割であると規定し、各法令にもそれが謳われている。しかし、「自助」という文言は、今回初めて、何の説明なく使われている。標題の後の文章を見ても、「自助」が必要との説明はない。自立の支援を必要とするという認識と「自助」で解決するという考え方は相矛盾する。したがって、「自助」という文言は削除すべきである。
----------	----------------------------------	--